

日の出町公共工事予定価格事前公表要綱

平成14年4月15日

告示第36号

(趣旨)

第1条 日の出町（以下「町」という。）が発注する公共工事に係る入札、契約手続きの透明性を確保するため、予定価格の事前公表（事前に予定価格を公表して競争入札を執行することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において予定価格とは、日の出町契約事務規則（昭和60年日の出町規則第7号）附則3の規定により定められた予定価格をいう。

(事前公表の対象)

第3条 予定価格の事前公表の対象とする工事は、競争入札によるもので、その予定価格が200万円以上のものとする。ただし、町長が事前公表することが適当でないと認めるものを除く。

(事前公表の時期)

第4条 予定価格は、当該工事請負契約の入札に係る設計図書貸与の日までに、公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 予定価格の事前公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 条件付一般競争入札にあつては、公告する内容に掲載する。
- (2) 指名競争入札にあつては、指名通知書に掲載する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月15日から施行する。

附 則（令和８年４月１日告示第７２号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。